

公 告

向日市まちづくり条例第45条の規定により、次のとおり公告し、当該特定開発事業に係る開発事業計画を縦覧に供します。

令和 8年 6月 5日

向日市長 安 田 守

1 開発事業者

住所 大阪市西淀川区歌島 3-1-5

氏名 三菱ふそうトラック・バス株式会社

近畿ふそう 支配人 大田 譲

2 開発事業区域の位置

向日市鶏冠井町小深田 3 2 番

3 開発基本計画受付番号

第 6 号

4 開発事業区域の面積

7 1 5 1 . 3 8 m²

5 開発基本計画の名称

(仮称) 近畿ふそう 京都支店新築工事

6 予定建築物の用途

自動車修理工場、事務所、部品庫、物販店舗

7 縦覧場所

向日市寺戸町中野 2 0 番地

向日市役所都市整備部都市計画課

8 縦覧期間

令和 8年 6月 5日から令和 8年 6月 18日まで

9 特定開発事業に係る開発事業計画に対する意見書の提出について

当該、開発事業計画に対し、向日市まちづくり条例第40条で定める者は、縦覧期間中に意見書を市長に提出することができます。

なお、意見書の用紙は、縦覧場所に置いてあります。また、向日市ホームページからもダウンロードできます。

(1) 提出先

〒617-8665

向日市寺戸町中野20番地

向日市都市整備部都市計画課

(2) 提出期限

令和 8年 6月18日(木) 午後5時までに必着

添付資料 開発事業区域の位置図

